

チェコ共和国における外国投資家向けの
就労及び自営業を行うための
ビザ・労働許可証・滞在許可証





チェコ共和国における外国投資家向けの就労及び自営業を行うためのビザ・労働許可証・滞在許可証

本資料作成に当たり、チェコの労働・社会福祉省、内務省、外務省及び外国人警察総局にご協力及びご指導を頂き感謝しております。

目次

1.	概要	3
2.	第三国（EU圏外、EEA圏外、スイスを除く国）の国民滞在	4
2.1	短期滞在ビザ（シェンゲン統一ビザ）	4
2.1.1	空港トランジット・ビザ	4
2.1.2	短期滞在ビザ	5
2.2	長期滞在ビザ（90日超滞在用）	6
2.2.1	長期滞在ビザ申請手続きの流れ	6
2.2.2	就労目的の長期滞在ビザ	7
2.2.3	自営業目的の長期滞在ビザ（自営業者及び会社役員）	7
2.2.4	長期滞在ビザ及び長期滞在許可の延長	8
2.3	長期滞在許可	8
2.3.1	生態認証のための情報を含む滞在許可証（長期・永住共に）	9
2.4	EU当該指令に基づく特別な場合における長期滞在許可	9
2.4.1	チェコ国内における家族帯同目的の長期滞在許可	9
2.4.2	EU圏内の居住者の長期滞在許可	10
2.5	労働許可証	11
2.5.1	雇用者	11
2.5.2	従業員（外国人）	13
2.6	グリーン・カード	14
2.6.1	概要	14
2.6.2	雇用者	15
2.6.3	従業員（外国人）	16
2.6.4	グリーン・カード所持者の家族	17
2.7	ブルー・カード	18
2.7.1	概要	18
2.7.2	ブルー・カード申請手続き	18
2.7.3	ブルー・カード申請に必要な書類	19
2.7.4	ブルー・カード所持者の家族	19
3.	チェコ国内におけるEU、スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタインの国民とその家族の滞在	20
3.1	概要	20
3.2	在国短期滞在証明書	21
3.2.1	チェコ国内の在国短期滞在証明書	21
3.2.2	家族再統合のための在国短期滞在証明書	21
3.3	EU国民のEU圏外の家族	21
3.3.1	ビザ無しのチェコ国内滞在	22
3.3.2	短期滞在ビザの滞在	22
3.3.3	短期滞在許可証	22

チェコ国内における外国人滞在

1. 概要

チェコ国内における外国人滞在は、第326/1999法、所謂「外国人法」の改正法に規定される。現行外国人法及びその改定は、チェコ内務省のウェブ (www.mvcr.cz)にて閲覧できる。外国人法において、EU国民とその家族(またEEA圏、つまりノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの国民とその家族、そしてスイスの市民とその家族)及び第三国からの外国人を区別している。

チェコにおける外国人滞在は、更にEU及びEC(欧州共同体)の法令に合致する。ビザに関して言うと、とりわけ欧州議会並びに理事会規則(EC)810/2009に基づくビザに関する規則(「ビザの規則」)及び理事会規則(EC)539/2001 改訂版により越境の際にビザが要求される国民の第三国一覧並びにビザが要求されない国民の第三国一覧が規定されている。

また、チェコがシェンゲン協定に加盟した2007年12月21日以降、チェコにシェンゲン協定関連の諸規則、所謂シェンゲン・アキ、が通用される。

15歳以上の外国人は各自パスポートを所持し、各自ビザを申請しなければならない。また、外国人のパスポートに記載されている15歳未満の子女も同伴している場合、父親(母親)を通じてビザ申請を行う。

他のEU加盟国が長期滞在許可或いは永住許可を発給した外国人には、チェコ国内滞在特別条件が適用される。

ビザが要求されない第三国からの外国人のチェコ国内滞在

チェコ国内及びシェンゲン圏内にビザ無しで滞在できる国民の国家一覧が理事会規則(EC)539/2001により定められている。チェコ内務省のウェブ <http://www.mvcr.cz/clanek/podminky-vstupu-a-pobytu-cizincu-na-uzemi-ceske-republiky-701621.aspx>で閲覧できる。

ビザを要求されない外国人は、チェコ国内及びその他のシェンゲン協定加盟国内にシェンゲン圏に最初に入域した日から6ヶ月の間で3ヶ月を超えない範囲で(シェンゲン協定加盟国に滞在する日数が累計される)滞在できる。

チェコがシェンゲン協定に加盟する前にビザ廃止協定を締結した国家の国民(アルゼンチン、イスラエル、クロアチア等)は、当該協定の定める期間にビザ無しでチェコ国内に滞在できる。

しかしながら、収入目的の滞在(就労等)の場合、本来ビザを要求されない外国人でも許可証(例えば労働許可証)を申請してから、ビザ(就労ビザ等)の申請をする義務がある。労働許可証発給の詳細は、以下2.5.を参照。

チェコ国内で90日間以上の滞在を希望する場合、チェコ在外公館で長期滞在ビザあるいは長期滞在許可を申請する必要がある。詳細は、本資料の第2章を参照。

ビザが要求される第三国からの外国人のチェコ国内滞在

ビザが要求される国家の国民は、チェコへの入国及び滞在に当たり、ビザを取得する必要がある。

チェコ国内に滞在する期間により、短期滞在ビザか長期滞在ビザの何れかを申請する。

短期滞在ビザ(所謂「シェンゲン統一ビザ」)- 空港トランジット・ビザ及び90日間以内の滞在ビザ - ビザに記載されている期間の滞在資格がある。90日間以内のビザは、シェンゲン圏に最初に入域した日から6ヶ月の間で3ヶ月を超えない範囲でシェンゲン圏(チェコ共和国を含む)に滞在できる。ビザの有効期限は5年間以内となる。詳細は、以下2.1.を参照。

長期滞在ビザ(国家別)- 90日間以上の滞在ビザ- 90日間以上、6ヶ月以内の滞在資格がある。詳細は、以下2.2.を参照。

就労目的でチェコに滞在する場合、ビザを申請する前に、当該地方労働局に労働許可証を申請する必要がある。短期・長期滞在ビザの何れも同様となる。



2. 第三国（EU圏外、EEA圏外、スイスを除く国）の国民滞在

2.1 短期滞在ビザ（シェンゲン統一ビザ）

シェンゲン統一ビザは、空港トランジット・ビザ(タイプA)及び90日間以内の滞在ビザ(タイプC)の2種類のビザがある。

シェンゲン統一ビザは、シェンゲン圏の各加盟国における入国及び滞在のあらゆる要件を具備し、シェンゲン圏に最初に入域した日から6ヶ月の間で3ヶ月を超えない範囲で滞在を予定している外国人に発給される。短期滞在ビザ発給用件は、理事会規則(EC)810/2009に定められている。

チェコ共和国がシェンゲン統一ビザを以下の場合に発給する：

- a) 申請人の唯一或いは主な目的地である。
- b) 目的地を特定できない場合、申請人が入国した最初のシェンゲン協定加盟国である。
- c) 主な目的地は特定できなくて、シェンゲン圏で訪れる複数国家の中でチェコ共和国内の滞在が最も長い。

申請人が以下の要件を具備する場合、シェンゲン統一ビザを発給することが可能¹：

- 1) 有効なパスポートを所持し、記入したビザ申請書（所定サイズの写真、申請書に添付する書類等を含む）を提出した。
- 2) 指紋を取られる義務がある場合、それに従う。
- 3) ビザ申請料金を支払う。
- 4) ビザを貼り付けるパスポートは、シェンゲン協定加盟全国への入国が認められるもの。
- 5) 入国を拒否すべき人物として記録されていない（すなわち、シェンゲン情報システムに登録されていない）。
- 6) 希望しているビザの種類に応じて必要な書類を提出しなければならない。また、旅行医療保険加入証明書も提出する。この保険は、加盟国に滞在中に怪我や急な発病にかかる医療費や本人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国への移動費において3万ユーロ以上の保険金が支払われるものでなければならない。ビザは数次入国ビザとして申請する場合、シェンゲン協定加盟国内に滞在する度に旅行医療保険に加入することの書いた宣誓供述書を提出する必要がある。
- 7) チェコ以外のシェンゲン協定加盟国においてその国の安全や治安を損なう、あるいはシェンゲン協定加盟国間の国際関係を脅かす恐れがない。

申請書を受領しビザを発給するのは、申請人が滞在を許可されている当該のEU加盟国の領事館または申請人が合法的に滞在し申請する理由を明確にしたEU加盟国の所管の領事館になる。

2.1.1 空港トランジット・ビザ

空港トランジット・ビザは、チェコないしシェンゲン域内の国際線トランジット・エリア内で乗り継ぎや乗り換えを待つ短期滞在を認めるものである。チェコ国内の国際空港トランジット・エリアにおいて空港トランジット・ビザに基づいて滞在できる国籍の外国人リストは、第446/2005法令の改訂版によるものとする。このビザは、ワンウエーが往復として発給される。

空港トランジット・ビザは、タイプAビザと名づけられている。

¹ 特別な場合は、シェンゲン統一ビザのすべての要件を具備しなくても、短期ビザが発給可能。所謂「特定地ビザ」。このビザの取得者は、ビザが発給されたシェンゲン協定加盟国のみ滞在中（例えばチェコのみ、またはチョコとその他の数カ国等）。

2.1.2 短期滞在ビザ

短期滞在ビザは、タイプCビザと名づけられ、ビザに記載されている期間内、但しシェンゲン圏に最初に入域した日から6ヶ月の間で3ヶ月を超えない範囲で(チェコ国内とその他のシェンゲン加盟国内での滞在期間が累計される)シェンゲン圏における滞在を認める。

短期滞在ビザは、以下の種類がある：

- 1) 一次入国ビザ 一回の入国でチェコにおける3ヶ月以内の滞在を許可する。
- 2) 二次入国ビザ 二回の入国でチェコにおける3ヶ月以内の滞在を許可する。
- 3) 数次入国ビザ 繰り返しの入国とチェコにおける3ヶ月以内の滞在を許可する。ビザの有効期間は5年までとする。各滞在期間の合計は、シェンゲン圏に最初に入域した日から6ヶ月の間で3ヶ月を超えてはならない。

短期滞在ビザの申請人は、ビザ料金を支払わなければならない。免除される場合或いは減額が適用される場合を除き60ユーロ、6歳～12歳の子は35ユーロとなる。シェンゲンビザ申請料金は、EUと所定の第三国間のビザ制度を簡素化する協定により更に規定されている。これらの協定に基づきモルダビア、セルビア、ウクライナ、アルバニア、ボスニアとヘルツェゴビナ、モンテネグロ、マケドニア、ロシア、グルジアの国民は、ビザ料金を35ユーロとする。

短期滞在ビザの手続きの流れ：

- 所定の申請書「シェンゲンビザ申請書」及び必要な書類をチェコ在外公館（シェンゲン圏外）にて本人が提出する。申請書は、チェコ外務省または各在外公館のウェブでダウンロード可能。
- チェコ在外公館が申請を検討し、ビザの発給可否を決定する。
- ビザの受領は、申請した在外公館でのみ可能。
- 申請から発給までの所要日数は、法律上は15日以内となっているが、通常はそれ以下になる（約1週間）。但し、場合によって30日間～60日間までかかる例外的な場合もある。

ビザ申請に必要な書類は、180日以内に作成されたものであること。但し、パスポート、戸籍謄本及び本人の写真(実像と合っている場合)を除く。チェコ語でない書類は全てチェコ語への公式翻訳が必要。

滞在届け

短期滞在ビザを取得した第三国からの外国人は、チェコ入国後3営業日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。但し、宿泊先でこの義務を果たした外国人や15歳未満の外国人等を除く。

短期滞在ビザ申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- a) 有効なパスポート（パスポート）（過去10年以内に発行され、残存有効期限は滞在予定期間を3ヶ月以上超えるもの）。
- b) 写真1枚（4.5 x 3.5 cm）（申請人の実像に即しているもの）及び指紋を取らせる。
- c) チェコ滞在の目的を確認する書類（可能な書類の一覧表は、ビザ規定の第2付録を参照）。滞在目的が就労の場合、チェコ労働局の発給した労働許可証が必要。
- d) チェコ滞在中の住居（滞在先）を証明する書類或いは宿泊費の支払能力を証明する書類。
- e) 予定滞在期間をカバーしシェンゲン圏全国に有効な旅行医療保険加入証明書。3万ユーロ以上の保険金が支払われるものでなければならない。ビザは数次入国ビザとして申請する場合、シェンゲン協定加盟国内に滞在する度に旅行医療保険に加入することの書いた宣誓供述書を提出する必要がある。²
- f) チェコ滞在期間中の生活費、チェコから本国或いは居住国へ帰る旅費、または本人を確実に受け取る第三国までの旅費の支払能力を証明する書類。もしくは必要なお金を合法的に手配できる。³
- g) 申請するビザの失効前に加盟国から出国するインテションを推測できる情報。
- h) 提供が要求された場合、ビザ申請書に記載されたデータを証明する書類。⁴

² 2009年7月13日付けの欧州議会並びに理事会規則（EC）810/2009に基づくビザに関する規則（「ビザの規則」）を参照。

³ 脚注2を参照。

⁴ 脚注2を参照。

2.2 長期滞在ビザ（90日超滞在用）

長期滞在ビザは、3ヶ月を超える滞在を必要とする目的でチェコに滞在する外国人に発給される。長期滞在ビザの有効期限は6ヶ月となり、チェコへの数次入出国が可能。

長期滞在ビザは、一つの滞在目的（従業員や自営業者としての就労、就学、研究、帯同家族としての滞在、健康上の目的の滞在等）や複数滞在目的（従業員と自営業としての就労、就労と就学）に取得できる。なお、申請時に各目的を証明する書類を提出する必要がある。

原則として、チェコ在外公館に長期滞在ビザ申請書を提出しなければならないものの、第429/2010法令により、申請人が国籍を持つ国や申請人の所持しているパスポートを発行した国、或いは長期滞在や永住を許可された国以外のチェコ在外公館でビザ発給、長期滞在許可、永住許可を申請できる国が定められている。

長期滞在ビザとパスポートを所持すれば、チェコ以外のシェンゲン協定加盟国（スイス及びリヒテンシュタインを含む）における3ヶ月以内の滞在が認められる。

2.2.1 長期滞在ビザ申請手続きの流れ

- 所定の申請書「長期滞在ビザ申請書」及び必要な書類をチェコ在外公館にて本人⁵が提出する。申請書は、チェコ在外公館で入手及びチェコ外務省または各在外公館のウェブでダウンロード可能。
- 申請をチェコ内務省が決定し、チェコ在外公館に発給許可の連絡がなされたら、チェコ在外公館がビザを発給しパスポートに貼り付ける。チェコ国内でビザ発給は不可能。
- ビザは、申請したチェコ在外公館以外では受領できない。
- 申請から発給までの所要日数は、法律上は90日以内（複雑な場合は120日）となっているが、通常はそれ以下になる（2～3ヶ月）。但し、場合によって（就学や研究等）ビザ発給法的期限が60日間となっている。
- 二国間条約の定めない限り、チェコ語でない公文書は全てチェコ在外公館による公印確認、或いはアポスティークの付与が必要。チェコ語でない文書（公文書以外の文書も含む）はすべてチェコ語への公式翻訳が必要。

在外公館は、外国人が長期滞在ビザ申請書類提出日を事前に予約するように要求する権利がある。また、面会を受けさせる権利もある。（自営業目的の長期滞在ビザ申請の場合は、必ず面会を受ける必要がある。）⁶

申請が却下された場合は、却下の理由を含めて書面により申請人に15日間以内に連絡がある。本人は、却下連絡を受理した日から15日間以内に長期滞在理由の再度の検討を要求する権利がある。依頼書はチェコ内務省に提出、郵送する。

ビザ申請に必要な書類は、180日以内に作成されたものであること。但し、パスポート、戸籍謄本及び本人の写真（実像と合っている場合）を除く。

チェコ滞在期間中に要求された場合、医療費の支払い手段（例えば旅行医療保険加入証明書等の提出）を証明することが義務付けられている。

滞在届け

長期滞在ビザを取得した者は、チェコ入国後3営業日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。但し、宿泊先でこの義務を果たした外国人や15歳未満の外国人等を除く。

⁵ 在外チェコ大使館は、正当な場合には本人による申請書類提出を要求しなくていいものとする。

⁶ 中国、モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、タイ、ベラルーシ、ウクライナ、グルジア、マケドニア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、トルコ、セルビア、アルバニア、モルダビアとベトナムのチェコ在外公館には、所謂VISAPOINTというインターネット上の長期滞在ビザ申請人登録システムが導入されている。当国では、www.visapoint.eu。ドメインにおいてVISAPOINTシステムに事前に登録しない限り、長期滞在ビザ申請書を提出できない。

2.2.2 就労目的の長期滞在ビザ

申請書に以下の書類を添付する必要がある

- a) 有効なパスポート（パスポート）（過去10年以内に発行され、残存有効期限は滞在予定期間を3ヶ月以上超えるもの）
- b) 写真2枚（4.5 x 3.5 cm）（申請人の実像に即しているもの）。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- c) チェコ滞在の目的を確認する書類（労働許可証もしくは労働許可申請書処理番号及び申請先の地方労働局）。雇用法に則って、就労の際、労働許可証が条件となっていない場合は、この労働許可証は要求されない。
- d) 期間を明記したチェコ国内での住居を証明する書類。以下の書類が滞在先を証明するものとして認められる：
 - 本人がアパートや建物の持ち主であることを証明する書類、
 - 本人がアパートや建物を使用していることを証明する書類、
 - アパートや建物の所有者または使用者である者が外国人を泊めることに合意した証明書（公証が必要）。

大使館が要求する場合、以下の書類提出も必要になる：

- a) 本人が国籍を有する国の犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- b) 過去3年間に連続して6ヶ月以上外国に居住した場合、その国の発行した犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- c) 正当な場合は重病を患っていない医者による証明書（チェコ保健省省令第274/2004の病気一覧表による）。

ビザ発給前は、旅行医療保険加入証明書を提出する必要がある。

この保険は、加盟国に滞在中に怪我や急な発病にかかる医療費や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国への移動費をカバーできることを証明している。一件当たりの契約保険金は、被保険者の自己負担無しで6万ユーロ以上でなければならない。同証明書は、保険法に基づき同保険をチェコ共和国及びシェンゲン協定加盟国、またはEEA協定加盟国や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国において提供できる保険会社が発行できることとする⁷。外国で保険に加入した場合、旅行医療保険加入証明書と一緒に、保険に加入したことを証明し、保険の範囲、保険金の上限が6万ユーロ及び被保険者の自己負担がないことを証明する保険契約及び一般保険条件のチェコ語公式翻訳を提出する。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。

- 申請人は、チェコ法人・個人に直接雇用される場合、医療保険の期間は入国日から入社日までの期間のみを対象としたものがよい。
- 申請人は、派遣社員であり、チェコの社会保険制度に組み込まれない場合には、チェコ滞在を全て包括する医療保険証明書（上記条件どおり）が要求される。

2.2.3 自営業目的の長期滞在ビザ（自営業者及び会社役員）

申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- a) 有効なパスポート（パスポート）（過去10年以内に発行され、残存有効期限は滞在予定期間を3ヶ月以上超えるもの）、
- b) 写真2枚（4.5 x 3.5 cm）（申請人の実像に即しているもの）。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- c) 滞在目的を証明する書類。すなわち当該の登記簿謄本（商業登記簿、自営業者登記簿等）、
- d) 期間を明記したチェコ国内での住居を証明する書類。

以下の書類が滞在先を証明するものとして認められる：

- 本人がアパートや建物の持ち主であることを証明する書類、
 - 本人がアパートや建物を使用していることを証明する書類、
 - アパートや建物の所有者または使用者である者が外国人を泊めることに合意した証明書（公証が必要）。
- e) チェコ滞在中の生活費支払能力を証明する書類（第326/1999法、所謂「外国人法」第13項(1)a)の3による）。(6ヶ月のビザを申請している場合は、110,000 CZKの金額となる。)。同法の第13項(2)の定める方法で生活費支払能力を証明できるものとする。

⁷ 長期滞在ビザ或いは滞在期間延長をチェコ国内で申請している場合には、旅行医療保険はチェコ国内営業許可を有する保険会社でのみ加入が認められる。チェコ中央銀行のウェブや<http://www.businessinfo.cz/cz/clanek/komerčni-druhy-pojisteni/seznam-pojistoven-a-pobocek-zahranicnich/1001912/6244/>をご参照下さい。

在外公館が要求する場合、以下の書類提出も必要になる：

- a) 本人が国籍を有する国の犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- b) 過去3年間に連続して6ヶ月以上外国に居住した場合、その国の発行した犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- c) 正当な場合は重病を患っていない医者による証明書（チェコ保健省省令第274/2004の病気一覧表による）。

就労の目的でチェコに入国した外国人の家族は、帯同・就学・健康上の目的のビザに基づきチェコ国内で長期滞在が可能となっている。このビザの詳細についてはチェコの外務省及び内務省のウェブをご覧ください。研究者の場合は、短期滞在ビザ(2.1.2)または長期滞在許可(2.3.)を申請する。

2.2.4 長期滞在ビザ及び長期滞在許可の延長

チェコ国内に6ヶ月以上滞在し、滞在目的が以前と変わらぬ、長期滞在ビザの所持者は、長期滞在許可申請を認められている。**長期滞在ビザの有効期間を延長する代わりに同目的の長期滞在許可を発行する。**

長期滞在許可は、繰り返し延長可能(申請先・発給先はチェコ内務省)。長期滞在許可の申請時に提出する書類と同等な書類を延長申請書に添付する。

長期滞在許可申請書は、申請人本人が居住地を所管する内務省支局に提出する。延長は、長期滞在ビザ失効日の90日前から、但し14日以前に申請可能とする。チェコ国内長期滞在許可発給の必要日数は申請日から60日間以内。

2.3 長期滞在許可

長期滞在許可の有効期間は、滞在目的による：⁸

- 従業員として就労(労働許可証に相当)、
- 自営業(2年間)

申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- a) 有効なパスポート(パスポート)
- b) 写真2枚(4.5 x 3.5 cm)(申請人の実像に即しているもの)。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- c) チェコ滞在中の生活費支払能力を証明する書類(申請人本人と帯同家族の月収が本人と帯同家族の最低生活費⁹の合計額及び特別法令¹⁰の定める住宅補助金査定用に使われた住宅費基準最高額、または申請人本人と帯同家族の実住宅費として証明した金額、を下回らないことを証明する書類。但し従業員として滞在中の場合を除く。)
- d) チェコ滞在中の目的を確認する書類(従業員として就労する場合は、労働許可証もしくは労働許可証延長証明書。自営業の場合は、当該の登記簿謄本)¹¹
- e) 期間を明記したチェコ国内での住居を証明する書類。

以下の書類が滞在先を証明するものとして認められる：

- 本人がアパートや建物の持ち主であることを証明する書類、
 - 本人がアパートや建物を使用していることを証明する書類、
 - アパートや建物の所有者または使用者である者が外国人を泊めることに合意した証明書(公証が必要)。
- f) 納税を証明する税務署の確認書(自営業を目的とする滞在中に限る。)
 - g) 社会保険料納付を証明する社会保険事務所の確認書(自営業を目的とする滞在中に限る。)
 - h) 旅行医療保険加入証明書(所謂、総合医療保険)。この証明書は、チェコ国内営業許可を有する保険会社が発行する。¹²保険は、申請人のチェコ滞在中を全て包括するものでなければならない。提出する証明書により総合医療に関する費用が支払われることを証明する。総合医療というのは、保険契約を締結する前の被保険者の健康状態を保つ目的で、被保険者が直接に医療費を支払わずに、保険会社と提携している医療施設における被保険者に提供される医療を意味する。保険の内容として、予防・定期健診また保険加入している妊婦の妊娠及び出産に関する医療を含む。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。
 - i) 所得税納税通知書(自営業を目的とする滞在中に限る)。

⁸ すなわち、別途定められない限り、滞在許可証に記載されている期間中に滞在することが認められる。

⁹ 「最低生活費に関する法」第110/2006法改訂版の第2項と第3項を参照。

¹⁰ 「社会手当法」第117/1995法改訂版の第26項(1)を参照。

¹¹ 特別法令の定めにより労働許可証が必要でない就労の場合には、申請人は労働許可証を提出しなくてもいいものとする。(外国人法第326/1999法改訂版の第31項(2)及び雇用法第435/2004改訂版の第98項による)。

¹² 脚注7を参照。

長期滞在許可申請書は、申請人本人が居住地を所管する内務省支局に提出する。申請は、長期滞在ビザ失効日の90日前から、但し14日以前に申請可能とする。チェコ国内長期滞在許可発給の必要日数は申請日から60日間以内。
長期滞在許可は、繰り返し更新できる(申請先はチェコ内務省)。更新申請書に初回の長期滞在許可申請書と同様な書類を提出する。

有効な長期滞在許可証とパスポートを所持すれば、チェコ以外のシェンゲン協定加盟国(スイス及びリヒテンシュタインを含む)における6ヶ月の期間毎の3ヶ月以内の滞在が認められる。

2.3.1 生態認証のための情報を含む滞在許可証(長期・永住共に)

滞在許可証が生態認証のためのデータを含む義務は、チェコの長期・永住滞在許可を取得した第三国の国民に限り、EU圏の国民及びその家族には適用されない。また、ビザに基づきチェコに滞在している第三国の国民にもこの義務は取敢えず適用されない。

外国人は、内務省の定めた期限内(内務省の通知を受けた後)に、但し生態認証のための情報(指紋及び顔写真)を取られた60日間以内に、内務省に出頭し滞在許可証を受け取る義務がある。(2011年7月7日以前に発行された滞在許可証は記載されている期限中有効)。期限内に許可証を受け取らない場合には、手続きが中断される。チェコ大使館で申請し、許可が下りた場合は、チェコ入国後3営業日以内に内務省支局に出頭し生態認証のための情報を提供しなければならない。

2.4 EU当該指令に基づく特別な場合における長期滞在許可

長期滞在許可は、2.3の定める場合以外にEU指令(例えば2003年9月22日発効の「家族の再統合のためにEU加盟国に定住した域外国国民の権利に関する理事会指令」(2003/86/EC)、2003年11月25日発効の「EU加盟国に長期間居住する域外国国民の滞在資格に関する理事会指令」(2003/109/EC))に基づく特別な場合にも発給可能。上記の場合には、以前チェコ国内でビザに基づき滞在したことが長期滞在許可証発給の要件とならない。

有効な長期滞在許可証とパスポートを所持すれば、チェコ以外のシェンゲン協定加盟国(スイス及びリヒテンシュタインを含む)における6ヶ月の期間毎の3ヶ月以内の滞在が認められる。

2.4.1 チェコ国内における家族帯同目的の長期滞在許可

チェコ国内における家族帯同目的の長期滞在許可の申請対象者は、滞在許可を取得した外国人(長期滞在或いは永住許可証所持者)の配偶者、未成年の子供、成年の扶養の子供、配偶者の未成年・成年で扶養の子供となる。

家族帯同目的の長期滞在許可要件は、以下の通り:同伴される外国人は長期・永住滞在許可証を所持し、15ヶ月以上前からチェコ国内に滞在している。配偶者の統合の場合は、何れも20歳以上でなければならない(この要件を具備できない場合には、家族統合のための長期滞在ビザを申請できる)。また、グリーン・カードAタイプの所持者で6ヶ月以上チェコに滞在している、或いはグリーン・カードBタイプの所持者でチェコに1年以上滞在している、またはブルー・カード所持者である。

家族帯同目的の長期滞在許可発給をチェコ在外公館に申請する。長期滞在ビザまたは他の目的のための長期滞在許可に基づきチェコに滞在する場合は、内務省支局に申請することも可能。

第429/2010 法令により、申請人が国籍を持つ国や申請人の所持しているパスポートを発行した国、或いは長期滞在や永住を許可された国以外のチェコ在外公館でビザ発給、長期滞在許可、永住許可を申請できる国が定められている。

申請書に以下の書類を添付する必要がある:

- a) 有効なパスポート(パスポート)
- b) 写真2枚(4.5 x 3.5 cm)(申請人の実像に即しているもの)。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- c) 親族関係を証明する書類。
- d) 同伴するのは親・後見人・法定代理人でない場合には、親権者、或いは法定代理人は子女がチェコ国内に滞在することに合意した証明書。
- e) 家族統合した後、家族の月収が以下の合計を下回らないことを証明する書類:
最低生活費及び住宅補助金査定用に決められた住宅費基準最高額の合計額、あるいは申請人本人と帯同家族の実住宅費として証明した金額。
- f) 期間を明記したチェコ国内での住居を証明する書類。

以下の書類が滞在先を証明するものとして認められる:

- 本人がアパートや建物の持ち主であることを証明する書類、
- 本人がアパートや建物を使用していることを証明する書類、
- アパートや建物の所有者または使用者である者が外国人を泊めることに合意した証明書(公証が必要)。

当局が要求する場合、以下の書類提出も必要になる：

- g) 本人が国籍を有する国の犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- h) 過去3年間に連続して6ヶ月以上外国に居住した場合、その国の発行した犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- i) 正当な場合は重病を患っていない医者による証明書(チェコ保健省省令第274/2004の病気一覧表による)。

家族帯同目的の長期滞在許可証を受け取るための**長期滞在ビザ発給前**は、旅行医療保険加入証明書を提出する必要がある。この保険は、加盟国に滞在中に怪我や急な発病にかかる医療費や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国への移動費をカバーできることを証明している。一件当たりの契約保険金は、被保険者の自己負担無しで6万ユーロ以上でなければならない。同証明書は、保険法に基づき同保険をチェコ共和国及びシェンゲン協定加盟国、またはEEA協定加盟国や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国において提供できる保険会社が発行できることとする。外国で保険に加入した場合、旅行医療保険加入証明書と一緒に、保険に加入したことを証明し、保険の範囲、保険金の上限が6万ユーロ及び被保険者の自己負担がないことを証明する保険契約及び一般保険条件のチェコ語公式翻訳を提出する。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。

家族帯同目的の長期滞在許可をチェコ国内で申請する場合は、チェコ国内営業許可を有する保険会社¹³が発行した旅行医療保険加入証明書(所謂、総合医療保険)を提出する。

また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。

チェコ国内における家族帯同目的の長期滞在許可証発給の必要日数は申請日から270日間以内。

チェコにおける家族帯同目的の長期滞在許可の有効期間は、滞在許可証の有効期間と同等であり、滞在許可証の所持者が永住許可を取得した場合は、2年とする。

チェコにおける家族帯同目的の長期滞在許可を繰り返し更新できる(1年間以上の期間)。更新申請書に初回の長期滞在許可申請書と同様な書類を提出する。

2.4.2 EU圏内の居住者の長期滞在許可

EU圏内の居住者の長期滞在許可は、チェコ国内で3ヶ月以上の滞在を希望している、EU加盟国の定住者資格を取得したEU圏外国国民が申請できる。

EU圏内の居住者の長期滞在許可申請書及び必要な書類をチェコ在外公館またはチェコ国内の内務省担当部局にて本人が提出する。申請は、短期滞在資格が有効期間内で、チェコ入国日より3ヶ月以内に行なう必要がある。

申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- a) 写真2枚(4.5 x 3.5 cm)(申請人の実像に即しているもの)。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- b) チェコ滞在の目的を確認する書類(例えば労働許可証)。詳細は長期滞在ビザ申請書の説明を参照。
- c) EU圏内の居住者資格を証明する書類、
- d) 旅行医療保険加入証明書。

EU圏内の居住者の長期滞在許可をチェコ国外で申請する場合、この保険加入証明書は、加盟国に滞在中に怪我や急な発病にかかる医療費や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国への移動費をカバーできることを証明している。一件当たりの契約保険金は、被保険者の自己負担無しで6万ユーロ以上でなければならない。同証明書は、保険法に基づき同保険をチェコ共和国及びシェンゲン協定加盟国、またはEEA協定加盟国や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国¹⁴において提供できる保険会社が発行できることとする。外国で保険に加入した場合、旅行医療保険加入証明書と一緒に、保険に加入したことを証明し、保険の範囲、保険金の上限が6万ユーロ及び被保険者の自己負担がないことを証明する保険契約及び一般保険条件のチェコ語公式翻訳を提出する。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。

従業員として滞在する場合は以下が適用される：

- 申請人は、チェコ法人・個人に直接雇用される場合、医療保険の期間は入国日から労働契約有効日(入社日)までの期間のみを対象としたものがよい。
- 申請人は、派遣社員であり、チェコの社会保険制度に組み込まれない場合には、チェコ滞在を全て包括する医療保険証明書が要求される。

¹³ 脚注7を参照。

¹⁴ 脚注12を参照。

¹⁵ 脚注12を参照。

EU圏内の居住者の長期滞在許可をチェコ国内で申請する場合は、チェコ国内営業許可を有する保険会社¹⁵が発行した旅行医療保険加入証明書(所謂、総合医療保険)を提出する。保険は、申請人のチェコ滞在を全て包括するものでなければならない。提出する証明書により総合医療に関する費用が支払われることを証明する。総合医療というのは、保険契約を締結する前の被保険者の健康状態を保つ目的で、被保険者が直接に医療費を支払わずに、保険会社と提携している医療施設における被保険者に提供される医療を意味する。保険の内容として、予防・定期健診また保険加入している妊婦の妊娠及び出産に関する医療を含む。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書提出する。

e) 期間を明記したチェコ国内での住居を証明する書類。

以下の書類が滞在先を証明するものとして認められる:

- 本人がアパートや建物の持ち主であることを証明する書類、
 - 本人がアパートや建物を使用していることを証明する書類、
 - アパートや建物の所有者または使用者である者が外国人を泊めることに合意した証明書(公証が必要)。
- f) 申請人本人と帯同家族の月収が以下の合計を下回らないことを証明する書類:
- 本人と帯同家族の最低生活費¹⁶の合計額、
 - 住宅補助金査定用に決められた住宅費基準最高額または申請人本人と帯同家族の実住宅費として証明した金額。

当局が要求する場合、以下の書類提出も必要になる:

- g) 本人が国籍を有する国の犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- h) 過去3年間に連続して6ヶ月以上外国に居住した場合、その国の発行した犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- i) 正当な場合は重病を患っていない医者による証明書(チェコ保健省省令第274/2004の病気一覧表による)。

EU圏内の居住者の長期滞在許可は、EU圏内の居住者の家族も申請できる。但し、居住者資格を発給した国の国内で家族帯同目的の滞在を許可された場合、或いは当該国においてEU圏内の居住者資格がある場合、に限る。

EU圏内の居住者の帯同家族長期滞在許可申請書と一緒に提出する書類は、EU圏内の居住者の長期滞在許可申請書に添付する書類と同様になる。但し、滞在目的を証明する書類及びEU圏内の居住者資格を証明する書類に代わり居住者資格を発給した国の国内で家族帯同目的の滞在を許可されたことを証明する書類を提出する。

EU圏内の居住者及び帯同家族の長期滞在許可証発給の必要日数は申請日から120日間以内。

EU圏内の居住者の長期滞在許可の有効期間は、滞在目的を果たす期間が一年以下の場合、その期間と同じとする。それ以外の場合、は、2年とする。EU圏内の居住者の家族は、居住者本人の長期滞在許可有効期間と同等とする。

EU圏内の居住者の長期滞在許可を繰り返し更新できる。更新申請書に初回の当長期滞在許可申請書と同様な書類を提出する。

2.5 労働許可証

第三国の国民の採用・雇用は、雇用法の別途定めない限り、労働許可証及びチェコ国内滞在許可証を取得した者、或いはグリーン・カードまたはブルー・カードを所持している者に限る。雇用法の定めるように、共同経営者・会社役員が会社のために、また協同組合員・協同組合の役員が協同組合のために、履行している、法人事業内容による業務も就業として見なされる。

外国人雇用は、以下の場合可能とする:

- a) チェコの法人・個人と雇用関係を締結した。
- b) 外国企業がチェコの法人・個人との間に締結した契約に基づき外国企業社員(派遣社員もその家族もEU国民でない)をチェコ国内へ派遣する。

2.5.1 雇用者

- a) **チェコ国内に所在している雇用者:**外国人がチェコの法人・個人と労働契約を締結する。

チェコ国内に所在している雇用者は、当該地方労働局に、新人を採用したい空席となっているポストを新規創出した或いは空いた日から10日以内に届ける義務がある。要求される資質や労働力不足のため採用が困難な場合には、外国人にこの空席を提供できる。

企業は、求人難に限り外国人を採用できる前提として、地方労働局に事前に外国人を採用したい旨及びその人数、職種、予想される雇用期間を届け申請する。「雇用者が外国人を空席となっているポストに採用したい旨を通知した記録書」の用紙が以下のウェブで入手可能。http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/tiskopisy。

¹⁶ 「最低生活費に関する法」第110/2006 法改訂版の第2項と第3項を参照。

以下の外国人を採用したい場合は、雇用者が事前に地方労働局に届ける義務を免除される：

- 労働市場の状況と関係なく、労働許可証が発給された外国人（「雇用法」第435/2004法改訂版の第97項を参照）、
- 労働許可証が要求されない外国人（「雇用法」第435/2004 法改訂版の第98項を参照）、
- 労働許可証の更新を申請している外国人、
- グリーン・カード或いはブルー・カード所持者として採用される外国人。

従って、外国人は労働許可証申請書を当該地方労働局に提出できる。

雇用者は、当該地方労働局に以下を書面で通知しなければならない：

- 外国人の就労開始日までにその外国人を空席となっているポストに採用したこと、
- 労働許可証、グリーン・カード、或いはブルー・カードが発行された外国人については10日以内に：
 - 就労開始しなかったこと（グリーン・カードまたはブルー・カードを所持している外国人の場合は、通知期限が申請した許可証の発給日より45日以内とする）、
 - 労働許可証の有効期間失効前に雇用を終結したこと。但し、労働法の第52項a) ~ e)の定める理由に基づき予告により雇用が終結した場合、または、上記理由に基づき合意により終結した場合、或いは労働法の第56項による即終結した場合には、理由も通知しなければならない。¹⁷

- b) **チェコ国外に所在している雇用者＝外国雇用者：** 外国人は、外国企業がチェコの法人・個人との間に締結した契約に基づき外国企業社員としてチェコ国内へ派遣される。

外国企業と契約を締結する前には、チェコ法人・個人が当該地方労働局と派遣される人数及び職種、派遣期間等を検討する義務がある。これらの情報を「契約検討に当たりチェコ法人・個人による情報」専用用紙にて提供する。http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/tiskopisy)

チェコ法人・個人は、当該地方労働局に以下の書類を提出する：

- a) 「契約検討に当たりチェコ法人・個人による情報」用紙及びそれに添付する：
- 法人は登記簿謄本写し、個人は営業許可証写し、
 - 外国企業の本社所在地の国における営業許可証に相当する書類。
- b) 外国人雇用許可証の申請書（申請時に500コルナの印紙を添付）及び以下の書類：
- パスポートの写し（個人データ記載の頁）。データ確認後、申請者に返却される。
 - チェコ国内で外国人が担当する職種に対する資格取得証明。
 - 外国人雇用者と派遣される外国人との間で締結された労働契約書。
 - 外国人雇用者とチェコ法人・個人との間で締結された契約書（派遣される外国人全員に利用可能）。

全ての書類は、原本或いは認証謄本が必要。チェコ語以外の全ての書類は、チェコ語公式翻訳が必要。

外国人就労者を受け入れるチェコ法人・個人は、その外国人が派遣期間中に有効な労働許可証及び滞在許可証を発給されていることに対し責任を負う。

外国企業が、チェコ法人との間に締結した契約に基づき、外国企業社員をチェコ法人へ「マネージャー」または「スペシャリスト」の職に派遣する場合、「外国企業社員の企業内派遣用迅速手続き」プロジェクトに沿って、実行できる。当該の外国企業社員派遣先の企業は、以下の義務を負う：

- 契約締結前に当該地方労働局に派遣者数、職種、派遣期間を通知する、
- 産業貿易省にこのプロジェクトの適用を申請したことを当該地方労働局に通視する、
- 派遣元の外国企業と契約締結後に外国人の労働許可証を申請する、
- 労働許可証申請書に「雇用者による外国社員をチェコ共和国へ派遣する宣誓書」（標準書式が地方労働局で入手可）を添付する。

このプロジェクトの参加者は、対象職の就労資格を証明する外国学歴証明書のチェコ認定（nostrification）が要求されない。

プロジェクト条件を満たした上で、労働許可証及び滞在許可証の発給期間を短縮するかを、産業貿易省が決める。従って、地方労働局は、チェコ労働局総局長による指示書に基づき、労働許可証の発給可否を12日間以内に通知する。当プロジェクトの詳細情報は、産業貿易省のウェブ <http://www.mpo.cz/dokument118303.html> を参照。

この場合、外国人の労働許可証申請に関する発給可否手続きは、チェコの法人あるいは個人との労働契約を締結した外国人のと、類似となる。

契約の対象は、労働力リースの場合は、地方労働局が労働許可証を発給しない。なぜならば、派遣会社はチェコ国内の使用者に外国人労働者を臨時派遣できないからである。

¹⁷ 「労働法」第262/2006 改訂版。

2.5.2 従業員（外国人）

外国人労働者の就労可能ポストに応募したい場合は、外国人労働許可証申請書（以下「申請書」という）を提出できる。

申請書は、企業の所在する地方労働局にチェコにおける就労を開始する前に提出する。申請書は、本人或いは代理として（公証された委任状が必要）外国人を雇用する雇用者・派遣先が提出する。外国人1人毎に申請書が必要。

労働許可証は、外国人がチェコ国内で就労する全ての場合に必要となる。即ち、外国雇用者により派遣された場合、労働契約及び業務契約・短期雇用契約に基づきチェコ法人・個人との間で労働関係が成立した場合に必要。許可証が要求されない例外は、雇用法改訂版第435/2004の定めによる。

申請書と一緒に提出する書類：

- a) パスポートまたはパスポートの写し（個人データ記載の頁）。データ確認後、申請人に返却・処分される。
- b) 雇用者の当該外国人雇用宣誓書、
- c) チェコ国内で外国人が担当する職に対する資格取得証明、雇用者が空席となっているポストに要求される知識・経歴の証明。
- d) 500コルナの印紙料（通常は収入印紙）、
- e) その他の関連書類、
- f) 委任状（雇用者など、第三者が代理する場合）。

全ての書類は、原本或いは認証謄本が必要。チェコ語以外の全ての書類は、チェコ語公式翻訳が必要。

職業資格を証明する外国学歴証明書はチェコの認定が要求される。認定の詳細は、以下を参照。<http://www.msmt.cz/search.php?action=results&query=nostrifikace>。

職業資格を審査する際、地方労働局は以下を要求する：

- a) 規制職業の場合は、学歴証明書のチェコ認定書（規制職業のデータベースは、以下のウェブで公開されている。<http://www.msmt.cz/mezinarodni-vztahy/databaze-regulovanych-povolani>）、
- b) 規制されていない職業で高校卒業者または短期大学卒業者を雇用者が要求する場合は、学歴証明書のチェコ認定書（自治行政局の教育課が発給する）、
- c) 規制されていない職業で大学卒業者を雇用者が要求する場合は、「大学教育の研究所」（学歴証明書の等価センター、U Dvou srpů 2/2024, 150 00 Praha 5 - Smíchov）による書面での見解。

外国で発行された公文書は、ハーグ条約（認証不要条約）の定めにより、公印確認あるいはアポストイーユを付与しなければならない。（外国機関により発行・認証された公文書の認証に関する以下のウェブを参照：<http://portal.justice.cz/Justice2/MS/ms.aspx?f=33&o=23&k=5096&d=9064>）

外国人の労働許可証申請書の見本と、雇用者による宣誓書の標準書式の見本は以下のウェブを参照：<http://portal.mpsv.cz/sz/zahrzam/tiskopisy>

派遣労働者の場合は、以下の書類も必要：

- a) 契約書の写し、
- b) 契約書に記載されている業務を雇用者が事業内容としていることを証明する書類の写し、
- c) 外国雇用者との間で締結された労働契約書。

一つの契約書に複数の申請が関連する場合、契約書の写し及び登記謄本写しを一通ずつ提出する。

労働許可証発給に必要な日数は行政規則に基づいて30日間、特別な場合は60日間まで延長可能である（通常は1～2週間）。

発給された許可証は、所定の雇用者（法人・個人）における就労、所定の場所及び職種のみ適用可能。何れかの事実に変更があった場合には、外国人が当該地方労働局に新たな労働許可証を申請しなければならない。労働許可証は、届けられた空席になっているポストの場合のみ、労働局が許可を下す。許可証の有効期間は2年まで。労働許可証の更新は、繰り返しも可能とし、失効日の3ヶ月前から30日間以上前に申請できる。更新時には、労働許可証延長申請書と一緒に雇用者の当該外国人を引き続き雇用する宣誓書及びパスポートの写し（個人データ記載の頁）のみ提出する。印紙料は250コルナ。

有効な労働許可証及び就労ビザ、長期滞在許可証を取得した外国人のみチェコ国内で労働できる。

労働市場の状況を考慮せずに労働許可証を発給される外国人：

- 職能及び資格を向上する目的で、限られた期間(但し一年以内)に雇用される(研修)。上記期間の延長は、チェコ国内の規定に基づき資格を取得することに必要な期間までとする。
- チェコが参画している学校間交換及び成年の交換プログラムの一環として臨時で且つ期限のある業務のために雇用される26歳以下の被雇用者、
- チェコで登録されている教会または宗教団体の聖職者、
- チェコの国会が批准を可決し、チェコが従わなければならない国際条約の定めた者、
- 外国人法に基づき、滞在を許容するためにビザ或いは長期滞在許可証が発給された者、
- 国際保護申請人または亡命法に基づいて滞在を許容するために90日間以上のビザが発給された者(但し、亡命申請日から12ヶ月以上が経過してから)。

労働許可証、グリーン・カード、ブルー・カードが以下の外国人の場合には、要求されない：

- a) 永住許可を取得した者、
- b) 外交使節・領事館員の家族、またはチェコの国会が批准を可決し、チェコが従わなければならない互恵国際条約によるチェコに所在している国際政府機関員の家族、
- c) 亡命者として受け入れられている者、或いは追加的保護を得た者、
- d) チェコ国内で連続7日以上、暦年において合計30日間以上仕事をしない以下の者：芸術家、教育者、大学の教授、学会に出席する学者・研究者・開発者、26歳以下の学生、スポーツ選手、或いはチェコ国内で販売契約に基づき財貨・役務提供を手配している、財貨を提供している、組み付けを実施している、または保証・修理業務を行なっている者、
- e) チェコの国会が批准を可決し、チェコが従わなければならない国際条約の定めた者、
- f) 事故・震災後に国家間の相互援助条約に基づく救助隊員として支援提供する、または人道救援活動を行なっている者、
- g) 国際運輸業者に勤め、外国雇用者によりチェコへ派遣された者、
- h) 許可を有する報道関係者、
- i) チェコに配備された他国の軍隊の兵士・民間人(チェコ国内に滞在する他国軍隊に関する法律、第310/1999 法)、
- j) 将来の職業の準備を絶え間なくチェコ国内で行なっている者、
- k) 他のEU加盟国に所在している雇用者により役務提供の一環としてチェコ国内へ派遣された者、
- l) 上記a)またはc)に該当する外国人の家族で、帯同家族長期滞在許可に基づきチェコ国内で滞在している者、
- m) 就労目的でEU圏内の居住者の長期滞在許可に基づきチェコ国内で滞在し、許可証発給から12ヶ月以上経過した者、
- n) 特別法令(公共研究機関に関する法律、第341/200法)に基づき、教育者・大学の教授、公共・その他の研究機関の学者・研究者・開発者としてチェコ国内で教育・研究を絶え間なく行なっている者、
- o) 教育法(就学前・小学・中学・高等専門教育およびその他の教育に関する法律、第561/2004法改訂版)に基づき高等教育・専門職業教育または音楽学校における専門教育を、大学法(大学教育及びその他の法律の改定・追加に関する法律、第111/1998法改訂版)に基づき大学教育を受けた者、
- p) EU圏内またはチェコ国内の欧州共同体の長期滞在居住者の資格を有し滞在中はチェコ国内で労働許可証或いはグリーン・カードに基づき12ヶ月以上雇用された外国人の家族で、帯同家族長期滞在許可に基づきチェコ国内で滞在する者、
- q) EU圏内またはチェコ国内の欧州共同体の長期滞在居住者の資格を有し、かつてのブルー・カードを所持していた外国人の家族で、帯同家族長期滞在許可に基づきチェコ国内で滞在する者。

但し、上記a)～e)及びj)～q)に該当する外国人を雇用する場合には、雇用者或いは雇用者が派遣契約書に基づき外国人を派遣した法人・個人は、当外国人の入社日までに当該地方労働局にその旨を書面で通知する必要がある。

2.6 グリーン・カード

2.6.1 概要

グリーン・カード制度は、雇用法第435/2004法改訂版及び外国人法第326/1999法改訂版により定められる。詳細は、http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/zelkaまたは<http://www.mvcr.cz/sluzby-pro-verejnost-informace-pro-cizince.aspx>を参照。

特定ポストにグリーン・カードを発行された外国人は、チェコ国内に滞在し、カードが発給されたポストで就労出来る。

グリーン・カードは、滞在・労働許可証であり、チェコで要求される資質のある外国人を労働市場に浸透しやすくする制度。

発給対象者は、以下のEU圏外の国の国民：オーストラリア連合、モンテネグロ、クロアチア、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、アメリカ合衆国、セルビア、ウクライナ。

上記12カ国の国民でない場合、また雇用法第435/2004法の第98項の定めが適用されない場合には、外国人がブルー・カード或いは労働許可証を申請出来る。

グリーン・カードは次の3種類がある：Aタイプは、大卒者及び重要な職員、Bタイプは、専門学校以上の教育が要求されるポストの労働者、Cタイプは、その他の労働者。

A・Bタイプのグリーン・カードは申請の上、3年まで延長可能。グリーン・カードを発給された外国人は、チェコで1年間滞在した後、その他の目的の長期滞在許可を申請出来る。

外国人が空席となっているポストに求められる教育または資質を有する場合、大使館・雇用者またはチェコの文部省、産業省、保健省のようなその他の機関の見解に基づき、チェコ内務省は、グリーン・カード対象ポストのデータベースに登録されているポストのグリーン・カード発給を決定する。

チェコ大使館は、グリーン・カード申請人と面会を実施した場合、その記録及び大使館の見解を申請書と一緒にチェコの内務省へ送付する。雇用者・その他の機関は、その見解を速やかに、見解を求められた日より15日間以内に送付する。雇用者が当該の外国人を雇用することに同意しない場合には、グリーン・カードを発給する資格がない。その場合は、内務省がグリーン・カードを発給しない。

2.6.2 雇用者

外国人が具体的なポストのグリーン・カードを申請できるためには、そのポストはグリーン・カード所持者が応募可能な、空席となっている対象ポストデータベース(以下「グリーン・カード対象ポストデータベース」という)に登録されている必要がある。以下の条件を満たすポストをグリーン・カード対象ポストデータベースに登録できる：

- 雇用者が労働局に空席となっているポストを届ける。アクセス権がある場合は、インターネット上でも空席となっているポストを届けることが可能。
- 雇用者は、届けるとき、またはその後、グリーン・カード対象ポストデータベースにそのポストを公開することに同意する。
- 求人後30日間経過しても被雇用者を見つけることが出来なかったら、空席となっているポストがグリーン・カード対象ポストデータベースに自動的に公開される。

30日間の期限条件は、チェコの産業省が重要職員対象ポストとして認めたポストの場合には満たさなくてもよい。

以下の場合には、空席となっているポストをグリーン・カード対象ポストデータベースに公開しない：

- 配属により労働市場の状況を脅かす。(チェコ労働・社会福祉省管轄)
- 雇用法第435/2004法の第38項の条件が満たされた場合。

空席となっているポストがグリーン・カード対象ポストデータベースに公開されたら、内務省令No.461/2008の定める上記国の国民がグリーン・カードを申請出来る。

外国人は以下を薦められる：

- 申請する前に雇用者に連絡を取り、職務経歴書を送付すること。
- グリーン・カード申請書の受付番号(チェコ在外公館或いはチェコ国内の内務省による)を雇用者に連絡する。
- 雇用者は当該の外国人がその要件を具備しないと判断した場合、申請受付番号を知った上で内務省移民・亡命政策課に連絡できる。

内務省は、申請を審査した上、雇用者にグリーン・カードが発給されたことを書面で報告する。報告は、以下の項目を含む：

- 氏名、
- 外国人の国籍、
- 発給日、
- グリーン・カードが発給されるポスト、
- 発給後に、内務省が雇用者に発給されたグリーン・カードの番号及び受取日を書面で連絡する。

雇用者の地方労働局に対する義務：

外国人が就労した場合：

雇用者は、外国人の就労開始日までに当該地方労働局にその旨（空席となっていたポストがなくなった旨）を通知しなければならない。グリーン・カード番号を合わせて通知する。

外国人が就労しなかった場合：

雇用者は、グリーン・カードを所持している外国人を雇用する義務がない。外国人を雇用しなかった場合、または外国人が自ら就労しなかった場合には、当該地方労働局に書面でその旨を通知する義務がある。通知期限は、外国人のグリーン・カード発給が決定した日より45日間以内。対象のポストは再びグリーン・カード対象ポストデータベースに公開される。

グリーン・カード失効前に外国人の雇用が終了した場合：

雇用者は、外国人の雇用が終了した日より10日以内に当該地方労働局にその旨を書面で通知しなければならない。

以下の場合、雇用を終結した理由も報告する必要がある：

- 労働法の第52項a)～e)の定める理由に基づき予告により雇用が終了した場合、
- または、上記理由に基づき合意により終了した場合、
- または、労働法の第56項による即終了した場合¹⁸。

2.6.3 従業員（外国人）

グリーン・カード対象ポストに応募したい外国人は、次の手順に従う：

a) 適切なポストを探す

グリーン・カードは、チェコ国内の空席となっている具体的なポストに対し発給される。グリーン・カード対象ポストとは、チェコ・EU及びEEA圏、スイスの国民の中から被雇用者を見つけることが出来ないポスト。

グリーン・カード所持者対象ポストは、労働・社会福祉省のウェブ(http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/zelka/vm) で閲覧できるグリーン・カード対象ポストデータベースにおいて検索できる。当データベースでは、他の手段で知った、空席となっているポストがグリーン・カード対象ポストかどうか確認できる。各ポストについて詳細情報が記載されている。また、グリーン・カード申請書もダウンロードできる。就職を希望する雇用者に事前に連絡することが望ましい。雇用者が空席となっているポストについて更に詳細情報を提供する。また、外国人は、雇用者の要件を具備しているか確認できる。以下c)も参照。

b) グリーン・カード発行を申請する

グリーン・カード発行申請は、その国のチェコ在外公館にて行なう。第429/2010法令により、申請人が国籍を持つ国や申請人の所持しているパスポートを発行した国、或いは長期滞在や永住を許可された国以外のチェコ在外公館でビザ発給、長期滞在許可、永住許可(すなわちグリーン・カード発行)を申請できる国が定められている。

チェコ在外公館は、グリーン・カード申請人と面会する権限がある。

以下の場合、チェコ国内の外国人の居住地を所管する内務省移民・亡命政策課にてグリーン・カード発行申請が出来る：

チェコ国内で内務省にグリーン・カード発行申請できる外国人はチェコに以下の何れかの形で滞在する者：

- グリーン・カードを所持し、新規カードを所謂60日間の保護期間中に申請する（外国人法の第46e項(3)¹⁹を参照。すなわち、労働法²⁰の第52項a)～e)の定める理由に基づき予告により雇用が終了した場合、または、上記理由に基づき合意により終了した場合、或いは労働法の第56項による即終了した場合）、
- グリーン・カードを所持し、1年間以上滞在している者、
- 2年連続で滞在している者。（この期間には、90日超滞在ビザ及び長期滞在許可証に基づく滞在期間を含む。但し、グリーン・カード対象ポストデータベースに登録されているポストの就職が出来たことを証明する必要がある。）

グリーン・カード発行申請書は、労働・社会福祉省のウェブで入手可能。http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/zelka。インターネット上で記入・申請する他、申請書を印刷し記入した上、チェコ在外公館或いは内務省に提出できる。

申請書には、外国人が希望している、空席となっているポストの番号及び概要を記載する必要がある。ポストの番号は、グリーン・カード対象ポストデータベースにある。

¹⁸ 脚注16を参照。

¹⁹ 外国人法第326/1999法の現行版。

²⁰ 労働法第262/2006法の現行版。

他に提出する書類:

- 有効なパスポート、
- 写真2枚(申請人の実像に即しているもの)。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- 外国人が規模する職に対する資格取得・資質証明。全ての書類は、原本或いは認証謄本が必要。チェコ語以外の全ての書類は、チェコ語公式翻訳が必要。

要求される場合、以下の書類提出も必要になる:

- 申請人が重病を患っていないと証明する医者による証明書

申請書受理に対し1000コルナに相当するその国の通貨の印紙料をチェコ在外公館に納める。

申請書は、チェコ内務省移民・亡命政策課に引き渡され、審査の上、発給可否の決定が下りる。

グリーン・カードを受け取る目的で、長期滞在ビザを発給する前は、旅行医療保険加入証明書を提出する必要がある。この保険は、加盟国に滞在中に怪我や急な発病にかかる医療費や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国への移動費をカバーできることを証明している。一件当たりの契約保険金は、被保険者の自己負担無しで6万ユーロ以上でなければならない。同証明書は、保険法に基づき同保険をチェコ共和国及びシェンゲン協定加盟国、またはEEA協定加盟国や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国において提供できる保険会社が発行できることとする。²¹外国で保険に加入した場合、旅行医療保険加入証明書と一緒に、保険に加入したことを証明し、保険の範囲、保険金の上限が6万ユーロ及び被保険者の自己負担がないことを証明する保険契約及び一般保険条件のチェコ語公式翻訳を提出する。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。グリーン・カードを取得した外国人は、被雇用者となり公的医療保険制度に加入するため、旅行医療保険の期間は入国日から入社日までの期間のみを対象としたものがよい。

c) 将来の雇用者と連絡する

グリーン・カード発給には将来の雇用者の同意が必要のため、申請人が事前にまたは申請直後に将来の雇用者と連絡を取ることをお勧めする。

グリーン・カード対象ポストデータベースに空席となっているポストに雇用者の連絡先が記載されている。雇用者に詳細な職務経歴書及びグリーン・カード発行申請書の受付番号を送付(メールがベスト)する。

d) チェコに入国する

チェコ在外公館(チェコ国内で申請した場合は、直接に内務省)が申請人にグリーン・カード発給可否について内務省の決定を通知する。発給が決定された場合には、申請人はグリーン・カードを受け取る目的で90日超滞在ビザをチェコ在外公館から発給され、チェコに入国できる。

チェコ入国から3日以内に以下のことが義務付けられている:

3営業日以内に申請人本人が、事前に所定された内務省移民・亡命政策課でグリーン・カードを受け取る義務がある。グリーン・カード発給料金の2500コルナを支払う。

チェコ国内の居住地を所管する外国人警察に赴いて滞在を届け出る。その際、宿泊を証明する書類を提出する。²² 証明書がない場合、チェコ入国から10日以内に提出してよい。

グリーン・カードを受け取ったら、速やかに将来の雇用者に赴く義務がある。

2.6.4 グリーン・カード所持者の家族

チェコ国内で6ヶ月以上滞在している、Aタイプ(大卒者及び重要な職員)のグリーン・カード所持者の家族及びチェコ国内で1年以上滞在している、Bタイプ(専門学校以上の教育が要求されるポストの労働者)のグリーン・カード所持者の家族は、家族帯同目的の長期滞在許可の申請が認められる。

チェコ国内における家族帯同目的の長期滞在許可の申請対象者は、グリーン・カード所持者の配偶者、未成年の子供、成年の扶養の子供、またグリーン・カード所持者の配偶者の未成年の子供及び成年で扶養の子供となる。

²¹ 長期滞在ビザ或いは滞在期間延長をチェコ国内で申請している場合には、旅行医療保険はチェコ国内営業許可を有する保険会社でのみ加入が認められる。チェコ中央銀行のウェブや<http://www.businessinfo.cz/cz/clanek/komercni-druhy-pojisteni/seznam-pojistoven-a-pobocek-zahranicnich/1001912/6244/>をご参照下さい。

²² 以下の書類が滞在先を証明するものとして認められる:
本人がアパートや建物の持ち主であることを証明する書類、本人がアパートや建物を使用していることを証明する書類、アパートや建物の所有者または使用者である者が外国人を泊めることに合意した証明書(公証が必要)。

2.7 ブルー・カード

2.7.1 概要

ブルー・カード制度は、外国人法第326/1999法改訂版及び雇用法第435/2004法改訂版により定められる。詳細は、http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/modkaまたは<http://www.mvcr.cz/sluzby-pro-verejnost-informace-pro-cizince.aspx>を参照。

チェコ内務省が発行したブルー・カードを所持している外国人は、チェコ国内に滞在し、ブルー・カード所持者が応募可能な、空席となっている対象ポストデータベースに登録されているポストに就労することが認められる。内務省は、ブルー・カード発行直後にチェコ労働・社会福祉省に外国人に関する個人データ及びブルー・カードが発行された対象ポストをメールで連絡する。同様にブルー・カードの延長またはブルー・カード中止を連絡する。

ブルー・カード有効期間は、雇用契約期間に3ヶ月追加した期間、但し最長2年間。延長申請は、内務省で行なう。申請する際、2.7.3.に記載されている書類を提出する必要がある。

ブルー・カード所持者の雇用者または職種を変えることは、チェコ国内滞在の最初の2年間は内務省が事前に承認しなければならない。ブルー・カード所持者が依然としてブルー・カード発行要件を具備していると認められた場合、内務省はブルー・カード所持者の希望している、上記変更を承認する。チェコ国内滞在期間が2年以上の場合には、ブルー・カード所持者がこれらの変更を3営業日以内に内務省に届ける義務がある。

ブルー・カードは第三国の国民（つまり、EU圏外の国民）が対象となっている。

ブルー・カード発行申請は、チェコ国内で3ヶ月以上の滞在を希望し、外国人（EU国民以外）が応募してよい（雇用法第435/2004法改訂版の定めによる）、高資質が要求されるポストで就労する外国人が出来る。但し、以下の場合を除く：

- 研究の目的で長期滞在許可を申請した者、
- EU国民の家族（EU国民が国内で滞在している場合）、
- 就労・自営業目的の長期滞在許可に基づき国内で滞在している、他のEU加盟国の居住者、
- 商売・投資に関連するある個人の入国及び短期滞在を簡素化する国際条約（チェコが拘束される条約）に基づいてチェコ国内で滞在する者、
- 他のEU加盟国にある雇用者の従業員であり、多国家間の役務提供の一環としてチェコへ派遣された者²³。

2.7.2 ブルー・カード申請手続き

ブルー・カード発行申請は、その国のチェコ在外公館にて行なう。第429/2010法令により、申請人が国籍を持つ国や申請人の所持しているパスポートを発行した国、或いは長期滞在や永住を許可された国以外のチェコ在外公館でビザ発給、長期滞在許可、永住許可を申請できる国が定められている。チェコ在外公館は、ブルー・カード申請人と面会する権限がある。

チェコ国内で内務省にブルー・カード発行申請できる外国人はチェコに以下の何れの形で滞在する者：

- 長期滞在ビザ及び長期滞在許可証を所持している者、
- 他のEU加盟国の発行したブルー・カードの所持者で、チェコ国内に入国して1ヶ月以内にブルー・カードを申請した者。

ブルー・カード発行申請書は、労働・社会福祉省のウェブで入手可能。http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/modka/form。インターネット上で記入・申請する他、申請書を印刷し記入した上、チェコ在外公館或いは内務省に提出できる。

申請書には、外国人が希望している、空席となっているポストの番号及び概要を記載する必要がある。ポストの番号は、労働・社会福祉省の管理しているブルー・カード対象ポストデータベースにある。

²³ 労働法改訂版、第262/2006法第319項(1)を参照。

2.7.3 ブルー・カード申請に必要な書類

申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- 有効なパスポート(パスポート)
- 写真2枚(4.5 x 3.5 cm) (申請人の実像に即しているもの)。但し、本人の写真を新たに撮る場合を除く。
- 期間を明記したチェコ国内での住居を証明する書類
- 高資質が要求されるポストの一年以上の雇用契約(但し、一週間当たりの労働時間は法定労働時間であること)。契約書には、チェコ労働・社会福祉省の定めるチェコ平均賃金の1.5倍以上に相当する契約賃金が明記される必要がある。
- 高資質を証明する書類
- 規制職業の場合、要件を具備している証明書。

当局が要求する場合、以下の書類提出も必要になる：

- a) 本人が国籍を有する国の犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- b) 過去3年間に連続して6ヶ月以上外国に居住した場合、その国の発行した犯罪歴証明書または同証明書が発行されない場合は、申請人の無犯罪宣誓供述書、
- c) 正当な場合は重病を患っていない医者による証明書(チェコ保健省省令第274/2004の病気一覧表による)。

申請書受理に対し1000コルナに相当するその国の通貨の印紙料をチェコ在外公館に納める。

ブルー・カードを受け取る目的で、長期滞在ビザを発給する前は、旅行医療保険加入証明書を提出する必要がある。この保険は、加盟国に滞在中に怪我や急な発病にかかる医療費や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国への移動費をカバーできることを証明している。一件当たりの契約保険金は、被保険者の自己負担無しで6万ユーロ以上でなければならない。同証明書は、保険法に基づき同保険をチェコ共和国及びシェンゲン協定加盟国、またはEEA協定加盟国や申請人の所持しているパスポートを発行した国或いは滞在が許可されている国において提供できる保険会社が発行できることとする。²⁵外国で保険に加入した場合、旅行医療保険加入証明書と一緒に、保険に加入したことを証明し、保険の範囲、保険金の上限が6万ユーロ及び被保険者の自己負担がないことを証明する保険契約及び一般保険条件のチェコ語公式翻訳を提出する。また、要求された場合は、旅行医療保険加入証明書に記載された保険料金を支払った証明書を提出する。ブルー・カードを取得した外国人は、被雇用者となり公的医療保険制度に加入するため、旅行医療保険の期間は入国日から入社日までの期間のみを対象としたものがよい。

チェコ入国から3営業日以内に以下のことが義務付けられている：

3営業日以内に申請人本人が、事前に所定された内務省移民・亡命政策課でブルー・カードを受け取る義務がある。チェコ国内の居住地を所管する外国人警察に赴いて滞在を届け出る。

2.7.4 ブルー・カード所持者の家族

ブルー・カード所持者と帯同する場合、家族帯同目的の長期滞在許可が家族に発給される。

チェコ国内における家族帯同目的の長期滞在許可の申請対象者は、ブルー・カード所持者の配偶者、未成年の子供、成年の扶養の子供、またブルー・カード所持者の配偶者の未成年の子供及び成年で扶養の子供となる。

²⁴ 脚注19を参照。

²⁵ 長期滞在ビザ或いは滞在期間延長をチェコ国内で申請している場合には、旅行医療保険はチェコ国内営業許可を有する保険会社でのみ加入が認められる。チェコ中央銀行のウェブや<http://www.businessinfo.cz/cz/clanek/komerčni-druhy-pojisteni/seznam-pojistoven-a-pobocek-zahranicnich/1001912/6244/>をご参照下さい。

3. チェコ国内におけるEU、スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタインの国民とその家族の滞在

3.1 概要

EU加盟国の国民は、EU圏内で移動自由が認められる。従って、有効なパスポート(身分証明書を含む)を持参すれば、特別な規制もなくチェコへ入国ができる。パスポートを所持していない・手配できない場合には、入国の際に警察官は、本人が身分及びEU国民であることを別の書類で証明させる。滞在目的・期間にかかわらずEU国民はビザが必要ない。滞在の届出することのみ義務付けられている。

ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン及びスイス国民に対し、EU国民と同等な入出国及び滞在学习扱いが適用される。以下は、「EU国民」としか書かない場合でも、上記の国民にも適用される内容となっている。

EU加盟国: ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、アイルランド、キプロス、リトアニア、ラトビア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、ドイツ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、オーストリア、ルーマニア、ギリシャ、スロバキア、スロベニア、英国、スペイン、スウェーデン。

2011年4月30日以降は、2004年5月1日にEU新規加盟した8カ国(チェコを含む)の人の移動自由規制が撤廃された。所謂、移行期間が終了したことによりチェコ国民に対し2011年5月1日からEU諸国及びEEA圏の労働市場が完全に開放された。²⁶

EU国民のチェコ国内短期滞在

EU国民は、パスポートまたは身分証明書に基づいて、何の許可も必要とせずにチェコ国内で短期滞在及び労働できる。

滞在届け

EU国民がチェコ国内で30日間以上の滞在を予定している場合は、チェコ入国後30日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。チェコに既に滞在しているEU国民の家族も同様。(それ以外の場合は、EU圏外の国民と同等に3営業日以内の届出義務が適用される。)但し、宿泊先で滞在届けの義務を果たした場合を除く。

チェコ国内で3ヶ月以上の短期滞在を予定しているEU国民は、「在国短期滞在証明書」の発行申請することが出来る(義務ではない)。申請は、居住地を所管するチェコ内務省支局で行なう。申請から発行までの所要日数は、30日以内(複雑な場合は60日以内)。「在国短期滞在証明書」は無期限となる。

以下の場合、EU国民がチェコ国内で短期滞在学习している旨を証明する必要があるため、「在国短期滞在証明書」を申請することが便利:

- チェコ国内で自動車登録を行なう場合、
- EU国民の家族がEU圏外の国民である場合。EU国民が「在国短期滞在証明書」を所持している場合は、EU圏外の国民であるその家族が短期滞在許可発行を申請できる。ビザが要求され、他のEU加盟国の発行した滞在許可証を所持していない国民の場合には、短期滞在許可を取得する前にチェコ入国のためのビザが必要となる。EU国民の家族は、ビザ申請が国境でも認められる。

EU国民が業務を遂行しているチェコ主体の義務:

- EU・EEA圏及びスイスの国民またはその家族を雇用するチェコ主体、或いは外国雇用者がEU・EEA圏及びスイスの国民またはその家族を派遣したチェコ主体は、入社日までに当該地方労働局にその旨を書面で通知しなければならない。また、EU国民の雇用が終了した場合は、雇用・派遣終了日より10日以内に当該地方労働局にその旨を通知しなければならない。
- 雇用者は、外国雇用者により派遣されたEU・EEA圏及びスイスの国民とその家族(その他の外国人も同様)を記録することが義務付けられる。

²⁶ リヒテンシュタインへの入国が規制されている。就労目的の滞在学习の期間による。EU・EEA圏の国民、労働許可ではなく滞在学习許可を申請する必要がある。EU・EEA圏の国民がリヒテンシュタイン国内で収入を得ていないものの、リヒテンシュタインは人の移動自由が規制され、収入目的の滞在学习を規制している。

3.2 在国短期滞在証明書

3.2.1 チェコ国内の在国短期滞在証明書

申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- a) パスポート(身分証明書を含む)、
- b) 写真1枚(4.5 x 3.5 cm) (申請人の実像に即しているもの)、
- c) チェコ国内での住居を証明する書類：
 - 宿泊契約書・賃貸契約書・転貸借契約書或いは類似内容の契約書の原本または認証謄本、
 - 申請人が不動産の所有者である場合は、不動産登記謄本或いはその写し、
 - 宿泊を手配する個人・法人による証明書(宿泊先が発行する証明書を含む)。
- d) チェコ滞在の目的を確認する書類(雇用、自営業、その他の収入を目的とする活動、就学)：
 - 雇用の場合：雇用契約書、雇用者による証明書或いはチェコ国内で雇用されていることを証明するその他の書類。
 - 自営業：営業許可証の認証謄本または営業許可証の申請書処理番号、
 - 法人の法定機関役員、
 - 協会・協同組合の設立または変更に関する契約書或いは公証記録の認証謄本、
 - 商業登記簿にすでに登録されている法人で、申請人が後から拘わった場合は、商業登記簿謄本の写しを提出する。また、チェコ商業登記簿謄本に申請人が記載されていない場合には、当該の法人に参画していることを証明する書類(法人の設立及び変更に関する契約或いは協同組合総会の公証記録)。
- e) 医療保険証明書。但し、雇用・自営業・その他の収入を目的とした活動の場合を除く。

3.2.2 家族再統合のための在国短期滞在証明書

EU国民の家族で、同じくEU国民である者は、帯同しチェコ国内で3ヶ月以上滞在する場合は、**在国短期滞在証明書発行申請時に以下の書類を提出する必要がある：**

- a) パスポート(身分証明書を含む)、
- b) 写真1枚(4.5 x 3.5 cm) (申請人の実像に即しているもの)、
- c) チェコ国内での住居を証明する書類：
 - 宿泊契約書・賃貸契約書・転貸借契約書或いは類似内容の契約書の原本または認証謄本、
 - 申請人が不動産の所有者である場合は、不動産登記謄本或いはその写し、
 - 宿泊を手配する個人・法人による証明書(宿泊先が発行する証明書を含む)。
- d) 医療保険証明書、
- e) EU国民の家族であることを証明する書類。また、扶養の直系血族或いは配偶者の扶養の直系血族の場合は、扶養者である証明書。

3.3 EU国民のEU圏外の家族

EU国民の家族とは、配偶者、21歳未満のEU国民の場合は同世帯に住み、扶養する親、21歳未満の子女またはEU国民である配偶者の21歳未満の子女、扶養の直系血族またはEU国民である配偶者の扶養の直系血族を言う。

また、EU国民の親族であることを証明でき、以下の何れの場合が該当する外国人もEU国民の家族と同じ資格を認められる：母国或いは永住・長期滞在許可を得た国でEU国民と同世帯で暮らした場合、EU国民に扶養されている場合、健康上の理由でEU国民の世話なしでは暮らせない場合、EU国民と家族関係に類似した関係を持ち、同世帯で暮らしている場合。

EU国民とチェコ国内で滞在しているEU圏外の国民は、短期滞在許可をチェコ内務省に申請する。入国後3ヶ月以内に申請書を提出する必要がある。また、滞在が30日を超える場合は、入国後30日以内に外国人警察にチェコ国内の居住地を届け出る義務がある。但し、宿泊先で滞在届けの義務を果たした場合を除く。

EU国民の家族**滞在カード**として内務省が短期滞在許可証を発行する。

3.3.1 ビザ無しチェコ国内滞在

EU国民の家族は、チェコ国内で3ヶ月以内ビザ無しで滞在できる。但し、以下の条件の何れを満たす必要がある：

- a) ビザが要求されない国の国民である、
- b) 他のEU国により以下の何れを取得した：
 - EU国民の家族滞在許可、
 - EU圏内の長期居住者資格、
 - 長期滞在・永住許可、

短期滞在ビザ或いは空港トランジット・ビザの所持者としてチェコへ入国し、そのビザが失効した(但し、チェコ国内でEU国民と暮らしている場合に限る)。

チェコがEU国民の家族滞在許可または永住許可を発給した、EU国民の家族(チェコ国民の家族を含む)は、他のEU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン及びスイスで3ヶ月以内ビザ無しで滞在できる。

3.3.2 短期滞在ビザの滞在

EU国民の家族は、ビザが要求される国の国民だったり、他のEU加盟国の発行したEU国民の家族滞在許可証或いは長期滞在・永住許可証の所持者でなかったりする場合には、チェコへ入国するには有効ビザが必要となる。

EU国民の家族が90日以内の短期滞在ビザを申請するには、パスポート及びEU国民の家族である証明書、写真のみ提出する。

EU国民の家族は、短期滞在ビザ申請をチェコ在外公館、場合によってはチェコの国境でできる。

チェコ在外公館で申請を行なう場合は、申請日より15日以内にビザが発給される。

3.3.3 短期滞在許可証

EU国民の家族でEU域外の国民は、EU国民と一緒にチェコ国内で3ヶ月以上短期滞在を予定している場合は、短期滞在許可を申請する必要がある。チェコ入国後3ヶ月以内に申請することが義務付けられる。

申請書に以下の書類を添付する必要がある：

- a) パスポート(身分証明書を含む)、
- b) 写真1枚(4.5 x 3.5 cm) (申請人の実像に即しているもの)、
- c) EU国民の家族であること証明する書類：
婚姻証明書の写し(配偶者の場合)、出生証明書の写し(未成年の子女または成年の扶養の子女の場合)、親族関係または同世帯で暮らしていることを証明するその他の書類の写し(EU国民やその配偶者の直系血族の扶養の親族の場合は扶養者であることを証明する書類も必要)、
- d) チェコ国内での住居を証明する書類³⁾、
- e) 医療保険証明書。

短期滞在許可申請は、チェコ国内の居住地を所管する内務省支局にて行なう。申請から発給までの所要日数は、60日以内となっている。

短期滞在許可は、EU国民の家族**滞在カード**として発行される。有効期間は、EU国民の予想滞在期間と同等な期間になる(但し、5年以内)。滞在カードの更新が可能。



本資料は、外国人（EU国民、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの国民を含む）がチェコ国内で滞在・就労するためのビザ及び滞在許可発給に関する参考情報である。

変更情報及び詳細は、以下をご覧ください：

- www.mvcr.cz, 内務省
- www.mpsv.cz, 労働・社会福祉省
- www.policie.cz, 外国人警察幹部
- www.mzv.cz, 外務省
- <http://portal.mpsv.cz/upcr>, 労働局
- <http://portal.mpsv.cz/sz>, 雇用関係
- www.czechinvest.org, ビジネス・投資開発庁チェコインベスト

CZECHINVEST HEADQUARTERS

CZECH REPUBLIC

Stepanska 15
120 00 Prague 2
PHONE: +420 296 342 818
FAX: +420 296 342 502
E-MAIL: fdi@czechinvest.org
WEB: www.czechinvest.org



www.czechinvest.org



MINISTRY OF
INDUSTRY AND TRADE

CZECHINVEST WORLDWIDE

UK

PHONE: +44 20 7221 9663
MOBILE: +44 77 8523 1520
E-MAIL: london@czechinvest.org

GERMANY - DÜSSELDORF

PHONE: +49 211 250 56 190
E-MAIL: germany@czechinvest.org

SCANDINAVIA

PHONE: +420 296 342 420
MOBILE: +358 415 787 432
+46 721 602 196
E-MAIL: scandinavia@czechinvest.org

USA - EAST

MOBILE: +1 347 216 93 55
E-MAIL: newyork@czechinvest.org

USA - WEST

PHONE: +1 (408) 524 1690
MOBILE: +1 (415) 794 0665
E-MAIL: california@czechinvest.org

JAPAN

PHONE: +81-3-5456-5283
+81-3-5456-5282
E-MAIL: tokyo@czechinvest.org

CHINA - SHANGHAI

PHONE: +86 21 61413845
MOBILE: +86 13817792614
E-MAIL: china@czechinvest.org

This material is distributed free of charge.

Date of issue: November 2013